

会議録(1)

会議の名称	令和5年度第1回入間市都市計画審議会
開催日時	令和5年7月28日(金) 午後1時30分 開会・午後2時45分 閉会
開催場所	入間市役所B棟5階 全員協議会室
議長氏名	入間市都市計画審議会 会長 山畠雅浩
出席委員(者)氏名	大澤博幸、齋藤良徳、遠井文大、中村 仁、藤野 忠、山畠雅浩、西澤弥生、野瀬秀隆、池畠 司、小出 亘
欠席委員(者)氏名	大澤昭彦、轟 涼、中島敦夫、荒岡真由美
説明者の職氏名	主幹 原島隆浩
会議次第 (公開・非公開の別)	<p>1 開会 2 委嘱状交付 3 市長あいさつ 4 委員紹介 5 職員紹介 6 入間市都市計画審議会について 7 会長の選出・会長代理の指名 8 諒問 9 議題 (1) 諒問事項 ア 入間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について(埼玉県決定) イ 入間都市計画区域区分の変更について(埼玉県決定) ウ 入間都市計画生産緑地地区の変更について(入間市決定) 10 答申 11 その他 12 閉会 </p>
非公開理由	一
傍聴者数	無し
配布資料	<p>1 次第 2 入間市都市計画審議会委員名簿、幹事及び職員名簿(資料1) 3 入間市都市計画審議会について(資料2) 4 入間都市計画の変更について(埼玉県照会文)(資料3-1) 5 入間都市計画区域の整備・開発及び保全の方針変更資料(計画書、理由書、新旧対照表)(資料3-2、3-3、3-4) 6 入間都市計画区域区分変更資料(計画書、理由書、総括図、新旧対照表)(資料4-1、4-2、4-3、4-4) 7 入間都市計画生産緑地地区変更資料(計画書、理由書、新旧対照表、総括図、変更概要図)(資料5-1、5-2、5-3、5-4、5-5) 8 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の位置づけ(参考資料) </p>
幹事	企画部長 岩田正博 上下水道部長 畫間忠利
事務局職員職氏名	都市整備部 部長 平沼宏之、次長 吉野敬司、参事 西川 旭 都市計画課 課長 大津征児、主幹 原島隆浩、副主幹 高橋佐知子、主事 星野秀和
会議録作成方法	要点筆記

会議録(2)

議事の概要(経過)・決定事項

■会長には山畠委員が選出された。会長代理には中村委員が指名された。

■審議会の会議録に署名する委員については、齋藤委員が指名された。

■議題

○諮問事項(3件)

ア 入間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

(埼玉県決定)

イ 入間都市計画区域区分の変更について(埼玉県決定)

ウ 入間都市計画生産緑地地区の変更について(入間市決定)

諮問事項3件について「異存なし」と承認された。

■その他

事務局より次の事項を説明。

○審議会の報酬及び費用弁償の支払いについて

○今後の審議会の予定について

第2回の開催を11月から1月に予定している。第3回は3月を予定している。

会議録(3)

意見・質問者	意見・質問内容
西澤委員	<p><u>(1) 質問事項</u></p> <p>ア 入間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（埼玉県決定）</p> <p>イ 入間都市計画区域区分の変更について（埼玉県決定）</p> <p>資料3－4のp.17（新）、p.16（旧）について、「活かしながら、」の「活」の字を「生」の字に変更した理由は。</p>
大津課長	埼玉県に確認し、後日改めて回答する。
藤野委員	今回の見直しは、埼玉県全体の見直しに合わせたものなのか、それとも入間市独自の見直しなのか。
原島主幹	今回の見直しは、基本的に「まちづくり埼玉プラン」の見直しに合わせたものである。また、入間市都市計画マスターplanの内容も考慮された見直しとなっている。
藤野委員	資料3－4のp.7に空き家の利活用に関する内容が追加されているが、入間市において利活用されていない空き家の件数は把握しているか。
大津課長	この場では件数は把握していない。空き家の利活用については、市でも課題として認識しており、入間市空家等対策協議会や関係部署と連携して取り組んでいく。件数については、後日改めて回答する。
中村委員	今回の整開保の見直しに伴い、入間市の都市計画マスターplanの見直しを行う必要性はあるのか。
原島主幹	今回の整開保の見直しの内容については、入間市の都市計画マスターplanにも即しているため変更は予定していない。今後、立地適正化計

	画の策定に合わせるなど、必要に応じて見直しを行っていく。
野瀬委員	今回の整開保の見直しについて、入間市の都市計画に反映していくよう期待したい。
大津課長	今回の見直しの主な趣旨であるコンパクトなまちづくり、防災機能の強化、都市内緑地の保全・活用についても市において重要であると認識している。今回見直される整開保及び市都市計画マスターplanに基づき、コンパクトなまちづくりに向けて都市計画事業に取り組んでいく。
山畠会長	他に意見がなければ、本件については諮問のとおり了承することに決定したいと思うが、よろしいか。
委員一同	異議なし。
山畠会長	異議なしと認め、この件について諮問のとおり了承することとする。
<u>ウ 入間都市計画生産緑地地区の変更について（入間市決定）</u>	
野瀬委員	今回変更する地区について現地を確認したが、雑草が伸びた空き地となっている地区がある一方、既に宅地造成が行われている地区があり、状況がまちまちであった。今回の都市計画審議会にて変更についての審議をしているが、変更前に開発行為を行うことは法律上可能なのか。生産緑地法と都市計画法の兼ね合いがあると思うが確認したい。
原島主幹	買取り申出について、市が買い取らず、農業従事者への取得斡旋も不調となると、3か月が経過した時点で生産緑地法に基づく行為制限は解除となり、開発行為等が可能となる。なお、都市計画決定上、支障は無い。

中村委員	入間市の特定生産緑地の指定状況はどうなっているのか。
大津課長	約8割の生産緑地地区を特定生産緑地地区に指定した。
中村委員	特定生産緑地地区は10年の期間があったと思うが廃止できるのか。
原島主幹	今回変更する特定生産緑地地区については、主たる農業従事者が死亡したことによる廃止である。
山畠会長	他に意見がなければ、本件については諮問のとおり了承することに決定したいと思うが、よろしいか。
委員一同	異議なし。
山畠会長	異議なしと認め、この件について諮問のとおり了承することとする。

議事のてん末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

十五年八月二日

議長の署名

山畠 雅浩

議長が指名した者の署名

齋藤 良徳